

オーストラリア：フランチャイズ法改正（登記義務および罰則の強化）

2022 年 4 月

One Asia Lawyers Group
オーストラリア・ニュージーランド事務所

1. はじめに

オーストラリアでフランチャイズ事業を行う場合、または車両の販売代理店契約を締結する場合は、Franchising Code of Conduct¹（以下「Code」という）を遵守しなければなりません。Code の概要については、前回のニュースレター（<https://oneasia.legal/7559>）をご参照ください。

2022 年 4 月には 2 つの大きな改正法が発効し、①オンラインにて公表されるフランチャイズ開示登記制度（Franchise Disclosure Register）の導入に関する決定、および、②Code 違反の最大罰則の強化が行われました。本ニュースレターでは、当該法改正の概要を解説いたします。

2. 登記制度

フランチャイザーは、新たなフランチャイズ開示登記制度（Franchise Disclosure Register）に基づき、2022 年 11 月 14 日までに、所定の開示情報を政府へ提出する必要があります。提出された情報は、2022 年 11 月 15 日からオンラインにて公表されます（プラットフォーム（現在開設中）：<https://franchisedisclosure.gov.au/>）。

なお、最終改正法案においては、昨年の公開草案にて要求されていた開示書類（Disclosure Documents）、フランチャイズ契約等の登記要件は削除されており、これらの書類の提出は任意です。政府へ提出が求められる情報は、主に、以下の最低限の事項です。

- ・ オーストラリアでフランチャイズに関連する事業を行う際に使うフランチャイザーの名称
- ・ フランチャイザーの ABS（Australian Business Number）
- ・ オーストラリアでの登録住所または事業所の住所
- ・ 電話番号およびメールアドレス
- ・ 統計庁（Australian Bureau of Statistics）発行の事業分類番号

フランチャイザーは、毎年、フランチャイザーの会計年度末から 4 か月以内に、政府に対してこれらの情報に変更がないことの通知、または変更点の通知を行わなければなりません。

3. 罰則の強化

前回のニュースレターでお伝えした通り、2021 年 9 月に施行された法改正により、競争消費者法における最高額と同等（1000 万豪ドル、違反から得た利益の 3 倍、または年間連結売上上の 10%）の罰則設定が可能となっています。また、当該設定がなされない場合は、最高 600 ペナルティ・ユニット（およそ 13 万豪ドル）まで料金が可能とされています。当該法改正に基づき、政府は、2022 年 4

¹ Competition and Consumer (Industry Codes – Franchising) Regulation 2014, Schedule 1

月 15 日より、以下の最高罰則の適用を開始します。

- ・ 主に以下の違反行為・・・1000 万豪ドル、違反から得た利益の 3 倍、または年間売上上の 10% :
 - フランチャイズ契約締結前の事前開示義務の重大な違反（重大情報の非開示）
 - フランチャイジーによる連合の自由の制限
 - 新車販売代理店契約に関する一定の要件の違反
- ・ 主に以下の違反行為・・・600 ペナルティ・ユニット（133,200 豪ドル） :
 - 誠実義務（obligation to act in good faith）の違反
 - 事前開示義務の違反
 - 契約更新の意思に関する通知義務の違反
 - 契約終了に関する義務の違反
 - 法務費用の負担強制
 - マーケティング・ファンドに関する義務の違反
 - 法定の紛争解決プロセスへの不参加
 - 重大な設備投資（Significant Capital Expenditure）の強制

4. おわりに

フランチャイズ法には上述の他にも細かな規定が存在するため、フランチャイズ候補または販売代理店候補との交渉の段階から、専門家のアドバイスを受けることが推奨されます。

以 上

◆One Asia Lawyers オーストラリア・ニュージーランド事務所◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers オーストラリア・ニュージーランド事務所では、数々の賞を受賞した現地総合法律事務所 [Legal Vision](#) と、オーストラリアを含むコモン・ローの法域に資格を有する日本人専門家が協働して、オーストラリア・ニュージーランドに進出する企業の法的支援を提供しております。

<著者>



[加藤美紀](#)

弁護士法人 One Asia オーストラリア・ニュージーランド事務所

豪州法曹資格を保有。One Asia Lawyers では、主にオーストラリア・ニュージーランド、シンガポール、マレーシアの企業法務全般について、契約書作成・審査、法令リサーチ、法務監査・契約交渉のサポート等の業務を行う。

本記事に関するご照会は右記までお願い致します。 miki.kato@oneasia.legal